

# 経済構造実態調査の実施状況について

令和2年10月1日

総務省統計局

経済産業省調査統計グループ



# 1. 経緯等について

最終とりまとめ、基本計画

統計委員会の答申

# 2. 経済構造実態調査の概要

調査目的等

調査対象の範囲

調査事項

# 3. 集計の概要

# 4. 調査の実施状況、公表状況

## 統計改革推進会議最終とりまとめ(平成29年5月)

### 2 GDP統計を軸にした経済統計の改善

#### (1) GDP統計の体系的整備の全体像

年次推計については、基準年推計の精度向上に加え、サービス関連統計の統合・拡充、商業統計の年次化等によるビジネスサーベイ（仮称。以下同じ。）※5の創設により、年次SUTの改善及び年次GDP推計の精度向上が図られ、基準年推計とともに産業別付加価値のより正確な把握が可能となる。

※5 統合・拡充したサービス産業関連統計、年次化した商業統計、工業統計等により構成される、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するための新たな枠組み

#### (3) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備

##### ② SUT体系に移行するための基盤整備

総務省及び経済産業省は、営業費用等の把握という観点を含め、サービス産業動向調査、特定サービス産業実態調査等のサービス関連統計を2019年度から統合するとともに、商業統計を2019年度から年次調査化し、工業統計等の既存年次統計を含め、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するビジネスサーベイを2019年度に創設する。

### 公的統計の整備に関する基本的な計画(令和2年6月2日閣議決定)

※本計画は平成30年6月2日に策定した計画を一部変更したもの。ただし、以下の内容には変更なし。

#### 別表今後5年間に講ずる具体的な施策「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

##### 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

##### (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

- ◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。（令和元年度（2019年度）から実施する【総務省、経済産業省】）

※今後の検討事項等については、後述

### 統計委員会諮問第113号の答申(平成30年8月28日付け統計委第8号)

#### 「中間年における経済構造統計の整備について」

##### Ⅲ 基幹統計調査の統合・再編等

##### 3 経済構造実態調査の実施

##### (3) 承認の適否及び理由等

ア 経済構造実態調査は、中間年経済構造統計の作成に当たり、中核となるデータを提供するものであり、商業調査及び特サビ実態調査等を統合した上で、第3次産業全般に対象を拡大し、更に製造業も対象とすることで、GDPの9割以上を占める経済活動の実態や企業の多角化の状況、商業マージンに関する情報等を毎年提供することを可能とする調査である。

これにより、国民経済計算の推計にあっては、推計の基礎となる年次データが必ずしも十分でなかった中間年の現状に対して、より充実したデータを提供することとなり、その推計精度の改善に大きな前進をもたらすものとして期待される。

(後略)

イ 以上の点を踏まえると、今回の計画は適当であるとともに、一次統計における報告者の負担に配慮しつつ、加工統計との連携を体現した優れた事例としても高く評価できるものである。

※今後の検討事項等については、後述

## 2. 経済構造実態調査の概要

- 調査目的等
- 調査対象の範囲
- 調査事項

### 創設の目的

- ・ サービス産業等の付加価値等の構造を年次で明らかにすること
- ・ 年次GDP推計の精度向上のための売上・費用の内訳（生産・投入構造）を明らかにすること
- ・ 各種行政施策のための基礎情報を整備すること

### 調査の概要

#### 【調査の目的】

製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査実施中間年の経済構造統計を作成すること

#### 【調査の基準日】

毎年6月1日現在

※経済センサス-活動調査実施年を除き毎年実施（令和元年が1回目）

#### 【調査の種類】

甲調査：日本標準産業分類E～R（製造業、サービス業）の売上・費用の構造を横断的に把握

乙調査：特定産業の特性事項を把握する調査

#### 【調査対象範囲】（※詳細次頁）

甲調査：日本標準産業分類E～R（製造業、サービス業）に属する企業  
（個人経営の企業及び一部の産業に属する企業を除く）

乙調査：特定のサービス業等に属する企業及び事業所

#### 【調査の流れ】

総務省・経済産業省  
（共管）

調査実施事業者

報告者

（郵送、オンライン）

### 既存の統計調査の統合・再編

経済構造実態調査は、報告者の負担軽減を図るため、既存の3調査を統合・再編し、必要最低限の事項を把握



#### 【予算規模】

令和元年調査に係る予算額 23 億円



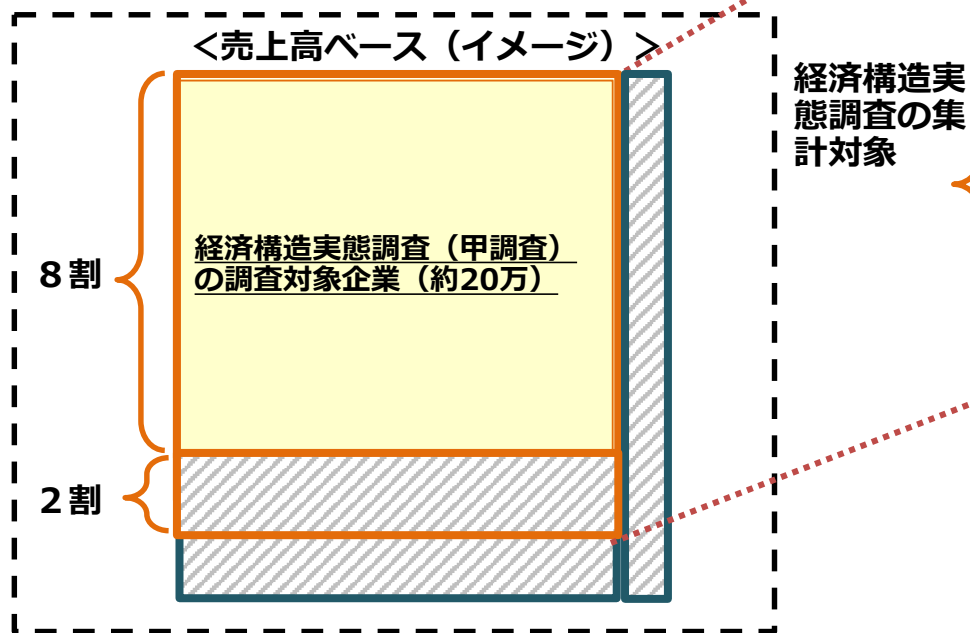
## 2. 経済構造実態調査の概要

- 調査目的等    ■ 調査対象の範囲
- 調査事項

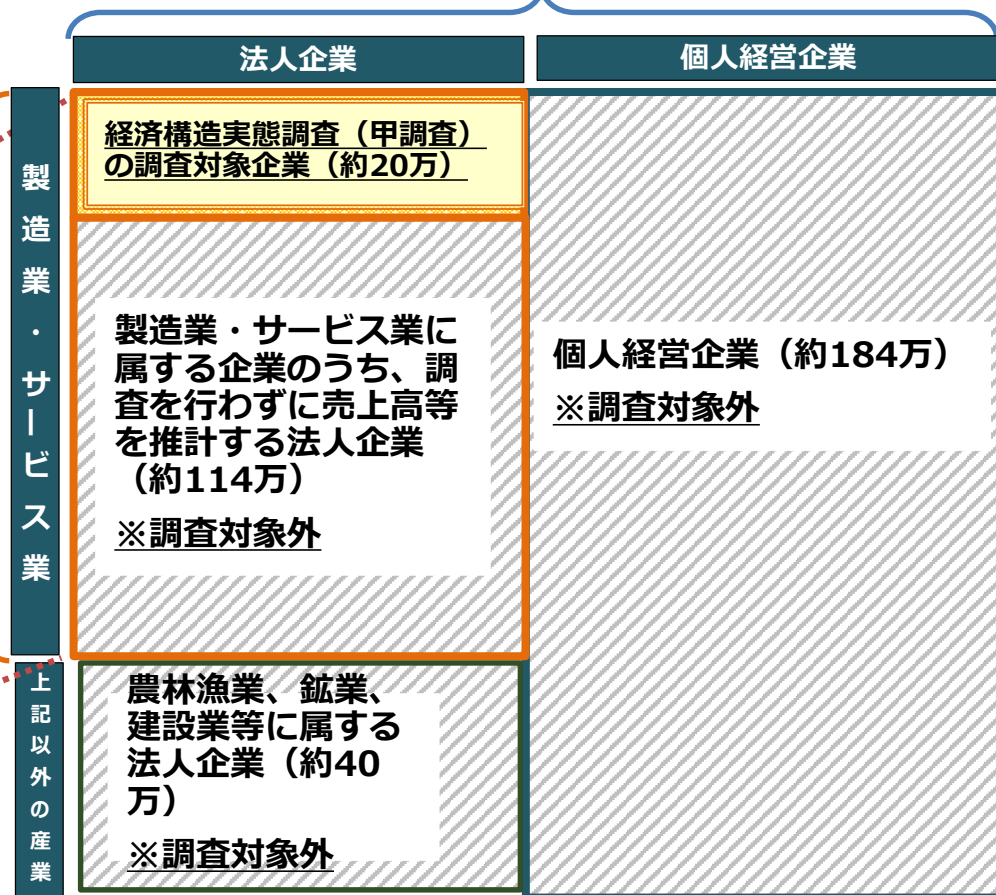
# 経済構造実態調査

### 甲調査

売上高ベースで8割以上をカバー。  
これら約20万企業のデータから残りの  
売上高2割分（約114万企業）を推計し、  
製造業・サービス業全体の法人企  
業の売上高等を把握



国内の総企業数（約359万）



※平成28年経済センサス-活動調査結果から作成

### 乙調査

以下の特定産業（35業種）に属する約5万客体を標本抽出

#### 【企業を対象として調査する業種】

①映像情報制作・配給業 ②音声情報制作業 ③映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業 ④新聞業 ⑤出版業 ⑥クレジットカード業、割賦金融業

#### 【事業所を対象として調査する業種】

①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③インターネット付随サービス業 ④各種物品賃貸業 ⑤産業用機械器具賃貸業 ⑥事務用機械器具賃貸業 ⑦自動車賃貸業 ⑧スポーツ・娯楽用品賃貸業 ⑨その他の物品賃貸業 ⑩デザイン業 ⑪広告業 ⑫機械設計業 ⑬計量証明業 ⑭機械修理業 ⑮電気機械器具修理業 ⑯葬儀業 ⑰結婚式場業 ⑱冠婚葬祭互助会 ⑲映画館 ⑳興行場、興行団 ㉑ゴルフ場 ㉒ゴルフ練習場 ㉓フィットネスクラブ ㉔ボウリング場 ㉕スポーツ施設提供業（上記以外） ㉖公園、遊園地・テーマパーク ㉗学習塾 ㉘外国語会話教授業 ㉙教養・技能教授業（外国語を除く）

## 2. 経済構造実態調査の概要

- 調査目的等
- 調査対象の範囲
- 調査事項

甲調査

### 第1面（付加価値等の構造の産業横断的把握）

⇒付加価値等の構造把握のための必要最小限の事項（A）を企業単位で把握

- 1 企業の名称、電話番号及び法人番号
  - 2 企業の所在地
  - 3 経営組織及び資本金等の額
  - 4 消費税の税込み・税抜き記入の別
  - 5 企業全体の売上（収入）金額、年間商品販売額、費用総額及び主な費用項目
    - ・給与総額
    - ・租税公課
    - ・支払利息等
  - 6 企業全体の主な事業の内容
  - 7 企業の事業活動の内容
  - 8 企業の事業活動別の売上（収入）金額
  - 9 電子商取引の有無及び割合
- <卸売業・小売業のみ>
- 10 企業全体の年初及び年末商品手持額
  - 11 年間商品仕入額

下線：調査票にプレプリントする事項

甲調査1（売上高上位80%企業）－20万企業

甲調査2（売上高上位50%企業）－3万企業

### 第2面（投入構造の推計精度の向上）《製造業を除く》

⇒上記Aに加え、企業の事業区分別費用割合及び一事業区分別費用内訳（B）を把握

- 12 事業区分別の費用の割合
- 13 一事業区分に係る費用の項目別内訳
  - <産業横断的事項>
    - ・給与総額
    - ・福利厚生費（退職金を含む）
    - ・賃借料（土地・建物）
    - ・賃借料（情報通信機器）
    - ・賃借料（その他）
    - ・減価償却費
    - ・外注費
    - ・広告宣伝費
    - ・保険料
    - ・水道光熱費
    - ・通信費
    - ・荷造運賃
    - ・旅費・交通費
    - ・車両費
    - ・消耗品費、事務用品費

<産業別事項>  
次稿参照

● 詳細な投入構造に係るデータ整備を担保しつつ、企業における回答のしやすさを確保するため、有価証券報告書などの事項を産業別調査事項として設定

甲調査3（上場企業等の最上位企業）－3000企業

### 傘下事業所票（都道府県別結果の精度向上）

⇒上記A + Bに加え、企業の傘下事業所ごとの売上高等（C）を企業本社から把握

- 1 事業所の名称及び電話番号
  - 2 事業所の所在地
  - 3 事業所の主な事業活動
  - 4 事業所の売上高
- <卸売業、小売業のみ>
- 5 卸売業販売額及び小売業販売額
  - 6 売場面積
  - 7 卸売業販売額の販売先割合（本支店間移動の割合）

乙調査

#### 企業単位で把握する事項

- ①名称、所在地及び法人番号
- ②経営組織及び資本金等の額
- ③事業の形態
- ④会社系統
- ⑤年間売上高
- ⑥年間契約高及び契約件数
- ⑦年間営業用固定資産取得額
- ⑧入場者数
- ⑨会員数
- ⑩受講生数
- ⑪加盟店数
- ⑫施設
- ⑬従業者数

#### 事業所単位で把握する事項

- ①名称及び所在地
- ②本社の所在地
- ③経営組織及び資本金等の額
- ④本支社別
- ⑤事業の形態
- ⑥会社系統
- ⑦年間売上高
- ⑧年間契約高及び契約件数
- ⑨年間営業用固定資産取得額
- ⑩入場者数
- ⑪会員数
- ⑫受講生数
- ⑬加盟店数
- ⑭施設
- ⑮従業者数

# 【参考】甲調査第2面 産業別の費用項目

産業	産業別調査事項
電気業	①燃料費、②修繕費
ガス業	①原材料費、②修繕費
電気通信業	①施設保全費、②通信設備使用料
映像情報制作・配給業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③配給権獲得費（国内）、④配給権獲得費（国外）、⑤配収支払費、⑥著作権獲得費（国内）、⑦著作権獲得費（国外）
音声情報制作業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③著作権使用料
出版業	①印税・原稿料
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業	①外注費（国内）、②外注費（国外）
鉄道業	①動力費
水運業	①貨物費（燃料費除く）、②燃料費、③港費、④船費、⑤借船費
卸売業、小売業	①商品売上原価、 ②販売手数料、販売奨励費
銀行・信託業	①資金調達費用、②役務取引等費用、 ③特定取引費用
証券業	①金融費用、②取引関係費、 ③不動産関係費
生命保険業	①保険金等支払金、②責任準備金等繰入額、 ③資産運用費用
損害保険業	①保険引受費用、②資産運用費用
中小企業等金融業、農林水産金融業	①資金調達費用、②役務取引等費用、 ③特定取引費用
クレジットカード業、割賦金融業	①貸倒引当金繰入額、②金融費用

産業	産業別調査事項
不動産取引業	①用地費、②外注工事費、 ③土地建物購入費
不動産賃貸業・管理業	①修繕費
各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業	①貸与資産原価、②リース投資資産原価、 ③資金原価
広告業	①媒体費
宿泊業	①材料費、②修繕費
飲食業	①製造原価（材料費）、 ②製造原価（労務費）
冠婚葬祭業	①施設管理費、②販売手数料
映画館	①施設管理費、②上映映画料
興行場、興行団	①選手契約料・出演契約料、②施設管理費
スポーツ施設提供業	①施設管理費
公園、遊園地・テーマパーク	①施設管理費
学習塾	①警備費
教養・技能教授業	①講師謝礼、②教材作成費
医療業	①薬品費、②材料費（薬品費を除く）



	甲調査	乙調査
集計	<p><b>限られた調査対象数の下で、より安定的・詳細な結果を集計・提供</b>するため、<b>経済構造実態調査から得られる結果に加え、事業所母集団DBに格納されているデータを使用して集計</b></p> <p>&lt;第1面&gt;  <u>調査企業分の集計値 + 非調査企業分の推計値</u>(※)            ※調査事項ごとに、調査企業の産業小分類等伸び率を事業所母集団DBの企業データに乗じて推計            ※甲1調査の調査対象企業が工業統計調査重複している場合は、経済構造実態調査の調査票を配布せず、工業統計調査から得られたデータを使用して集計</p> <p>&lt;第2面&gt;  <u>調査企業分の集計値 (割合表章)</u></p> <p>&lt;傘下事業所票&gt; ※都道府県別表章  <u>調査企業分の傘下事業所集計値 + 非調査事業所の推計値</u>(※)            ※調査事項ごとに、当該企業の伸び率及び産業小分類伸び率を併用した伸び率を事業所母集団DBの事業所データに乗じて推計</p>	<p>標本理論に基づく拡大推計により、特定産業の特性事項に係る事項を集計</p>
公表予定	<p>&lt;一次公表：全国結果&gt;  <u>第1面に係る結果のうち一部を調査実施年翌年の3月末までに公表</u></p> <p>&lt;二次公表：全国結果&gt;  <u>第1面及び第2面に係る結果を調査実施年翌年の7月末までに公表</u></p> <p>&lt;三次公表：都道府県別結果&gt;  <u>傘下事業所票に係る結果を調査実施年翌年の10月末までに公表</u></p>	<p>甲調査の「二次公表」と同時に公表</p>

## 令和元年調査における回収状況

甲調査（約20万企業）

86.8%

うち甲調査3（約3000企業）

98.6%

※独立行政法人統計センターにおいて、企業専任の職員を配置して回答をサポート

乙調査（約5万企業・事業所）

81.0%

## 令和元年調査における対象数

- ・甲調査：約19.3万企業
  - うち甲調査2：約3.1万企業
  - うち甲調査3：約3千企業
- ・乙調査：約5.2万企業・事業所

## 令和元年調査における公表状況

- ・一次公表：令和2年3月31日
- ・二次公表：令和2年7月31日
- ・三次公表：令和2年10月予定

※一次公表、二次公表要約資料は別添1、別添2参照

## 公的統計の整備に関する基本的な計画(令和2年6月2日閣議決定)

※本計画は平成30年6月2日に策定した計画を一部変更したものである。ただし、以下の内容には変更なし。

別表今後5年間に講ずる具体的な施策「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

- ◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。<sup>(i)</sup>(令和元年度(2019年度)から同時実施し、令和4年(2022年)調査の企画時までには結論を得る。【総務省、経済産業省】)
- ◎ 令和3年(2021年)経済センサス-活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討する。<sup>(ii)</sup>(令和4年(2022年)調査の企画時までには一定の結論を得る。【総務省、経済産業省、関係府省】)

## 統計委員会諮問第113号の答申(平成30年8月28日付け統計委第8号)

### 「中間年における経済構造統計の整備について」

IV 今後の課題等

2 諮問された統計調査に係る課題

(2) 経済構造実態調査

- ① 平成33年(2021年)経済センサス-活動調査における「電子商取引の有無及び割合」の把握に関する検討状況を踏まえつつ、利用者ニーズや報告者の更なる負担軽減にも留意した適切な調査事項の設定<sup>(ii)</sup>について、平成34年度(2022年度)調査の計画の策定期間までに抜本的な見直しを検討すること。
- ② SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、平成34年(2022年)以降における調査の範囲や調査事項等の見直しや集計の充実<sup>(ii)</sup>について検討すること。
- ③ 中間年における産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中で、特定のサービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置づけ及び調査事項<sup>(ii)</sup>について再検討すること。

(3) 工業統計調査

- ② 製造業については、現在、基準年は活動調査、中間年は工業調査を用いて時系列比較がなされているが、両者の間には少なからず断層が生じており、その要因の一つとして、双方の母集団名簿が異なること(前者は母集団DB、後者は独自名簿を使用)が考えられる。このため、工業調査については、今後の経済構造実態調査への包摂に係る検討<sup>(i)</sup>の中で、母集団DBの年次フレームを調査名簿として用いる方向で検討すること。

